

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

45/41

2
4
2
1

1
1
1
1

(
1
1
1
1)

1
1
1
1)

沖繩復帰準備の法制上の諸問題 (一)

佐藤 功

インポート・パニオン (20041) 114

はじめに

を明確にしないまま、本土とのいわゆる一本化を打ち出したことについて、それは沖縄住民の復帰要求にこたえるものではないという不満が強いことを感じさせられた。

1970.6.1 (No. 451)

ジュリスト

総理府の特別地域連絡局―最近、沖縄・北方対策庁に昇格した―の非公式の委嘱で、去る二月中旬、約一週間、沖縄復帰準備の法制上の諸問題について調査してきた。

軍事的・政治的・経済的・社会的問題である。潜在中に会談した屋良主席、日米琉球問題委員会の日本政府代表の高瀬大使、同じ琉球政府代表の瀬長氏、琉球立法院の星議長、琉球高等裁判所の平田首席判事、日本政府沖繩事務所の岸所長、那覇市の平良市長、元主席の当間氏、沖繩タイムズ・琉球新報・朝日・共同など現地報道機関の諸氏、琉球大学・沖縄大学・国際大学の諸教授などから、沖縄問題の現段階における前記の各側面について多くの興味ある話を聞くことができたのは有益であった。しかし、ここでは、沖縄復帰準備の法的な側面に問題を限定して、復帰に備えての法制上の作業における今日の諸問題を概観してみたい。ただし、必ずしも網羅的ではないが、また体系的でもない。特に重要と思われる問題のいくつかを記録するとともに、

1 沖縄復帰のための法制作業
沖縄復帰問題はまず何よりも国際的・軍事的な観点から、また政治的問題や経済的問題として論ぜられている。このことは問題の性質上、当然であり、またそこには多くの疑問がある。しかし、復帰に伴う、あるいは復帰に備えての法的な諸問題も、それらに劣らず重要であり、また多くの疑問をかかえている。七二年に迫った復帰の時期までにこの法制作業がどのように進められるかが、復帰が円滑に、また沖縄現地の要望にもこたえた形で実現されるかどうかを左右する大きなファクターであるように思われる。

(No. 451) 1970.6.1

ジュリスト

115 沖繩復帰と法制上の問題

復雑であるといえよう。すなわち、本土の場合には、占領下においても日本国憲法は施行されており、また連合国軍最高司令官の権力の下においてにせよ、間接統治の方式がとられ、そのため日本国憲法およびその下における諸立法が原則としては施行されていた結果として、占領法体制からの切り替えに当たっても、法的形式には、いわゆるボトム・アップの法形式が中心の作業となり、それはその意味では部分的な切り替えであったのであつた。しかるに、沖縄の場合は、日本国憲法およびその下における諸立法は施行されておらず、また強い程度での直接統治の方式がとられていた結果として、切り替えの作業ははるかに全面的である。

さて、以上のよき、復帰のための法制作業は広範であり、また複雑である。そしてこの法制作業のうち、復帰の時点に備えなければならないものについて、日米間に合意された沖繩返還協定の準備と併行しつつ準備されなければならないものも少なくない。すなわち、返還協定の発効すなわち復帰の実現の時期が一九七二年の何時になるにせよ、返還協定発効後に提出してその承認を求める時期において、一併法制上の必要な法律案を国会に提出することが望ましいものもあるであろう。

の余地を出さない。しかししつぱにせよ、返還協定の合意とその国会への提出は、遅くとも一九七二年の前半の時期であることが望ましいといえるであろう。そうであるならば、復帰のための法制作業にも今後それほど時間的余裕があるわけではない。少なくとも本年すなわち一九七〇年のうちに、その留意点意識されたいなければならないというべきである。そしてそのためには、前に述べたように、まず「復帰の時点」において措置すべきものは何か、復帰後に持ちこしてもよいものは何か、復帰の時点では暫定的に特別措置を設けるべきものは何かを区分し、それぞれに必要な準備を、計画的に進めて行く必要がある。それがなされないならば、復帰準備は混乱し、また前に述べた各種の摩擦もいっそう拡大され、円滑な復帰の実現が妨げられることとなるであろう。このことが、沖縄現地の復帰準備の実状を見て、痛感したことであつた。

2 沖縄県の設置のための法制作業

復帰の時点において本土の法制との一本化が必要である事項は多いが、それらうち特にきりきりしているのは沖縄県

復帰の時点において本土の法制との一本化が必要である事項は多いが、それらうち特にきりきりしているのは沖縄県

の設置ということである。すなわち、復帰した神龍は沖縄県となる。復帰はすなわち沖縄県の誕生、再生である。

すなわち、現在の琉球政府は、アメリカの施政権の下にあるといえ、いわば一國の政府の地位にあり、本土でいえば、国すなわち政府の事務と地方公共団体の事務とを混然一体として合わせ行なっている。またその地方公共団体の事務については、本土における府県の事務と市町村の事務という区分が必ずしもなされておらず、従って本土ならば市町村の事務とされるものが那覇市以下の市町村に配分されることなく琉球政府の事務とされているものが多い。これは基本的には、市町村に多くの事務を分散配分することは、アメリカ政府による集約の支配に不便であるとされたことによるといえよう。すなわち、琉球政府は本土における国政事務、県政事務、市町村政事務の三者を混然一体的に行なっている。

そこで復帰の時点において沖縄県が設置されるためには、その際に、現在の琉球政府の全事務を本土の法令に合わせて、国・県・市町村の事務に区分しなればならず、またその区分に応じて現在

の琉球政府の行政組織——琉球政府行政組織法（一九六一年）により、一局、五行政委員会、二六外局より成っている——を再編成しなければならず、また各職員も再編成しなければならぬ。この作業は極めて複雑であるが、それは復帰後の沖縄のすべての行政制度の基礎となるべき作業である。

この作業の準備として、琉球政府はかねてから、琉球政府の「事務分析」を行なってきた。すなわち、総務局行政部行政管理課の作成した「琉球政府の事務分析について」（一九六九年六月現在）という成果がそれである。これは、まだ未完成のものではあるが、現在の各局課が担当して全事務と定員区分を次のような分析基準によって、分類したものである。

一 復帰以後も引き続きほとんど現状のまま存置されると思われる国政事務
二 復帰以後は縮小されるが、引き続き存置されると思われる国政事務
三 復帰の時点で中央機能が代替すると思われる国政事務
四 国・県・市町村機能が混在しているが、復帰の時点でそれぞれの分野に分離されていくと思われる事務のうち

一 国政事務の分野に分離すると思われるもの
二 県政事務の分野に分離すると思われるもの
三 市町村政事務の分野に分離すると思われるもの
四 復帰以後、現状のまま県政事務として存置されると思われる事務
五 市町村政の分野に分離すると思われる事務

この作業はまた、現在のそれぞれの事務の経費および租税を含む助費関係を分析・区分することも必要である。すなわちこれによって、それぞれの行政分野の行政水準・財政規模等について、本土のそれとの比較検討が容易となり、復帰後および復帰に備えての時期における本土からの財政援助のための一層合理的な基準を求めることに役立つわけである。

なお、前に掲げた分析基準において、国・県事務のそれぞれについて、現状のまま存置されるものと、縮小するものとを区分していることも重要である。また、この作業における国・県・市町村事務の区分は、本土の諸法令すなわち本土における現行の行政事務配分に合わせて行なわれているものであるが、周知のように、本土においては現行の事務配分が妥当であるかが問題とされ、一方では国の事

務を府県・市町村におろすべきだとする主張と、他方において進駐特設府県事務を国に引き上げるべきだとする主張が、いわゆる行政事務再配分問題として論議されてきた。それが府県制論の中心論点の一つであるわけである。この事務分析は、本土の現行の事務配分に合わせ行なわれているものではあるが、この作業が琉球政府の全行政事務のいわば総洗い・総点検の作業であることから、この分析が同時に行政事務再配分問題にも好個の資料を提供することとなるのではないかと思われる。

なお、復帰に伴う国の事務、府県市町村の事務への区分の問題から派生する問題として、いわゆる出先機関の問題がある。すなわち、復帰後の沖縄県に置かれる出先機関をいかにすべきかについて、大別して三つの構想が可能であり、また現にとなられている。第一は、いわゆる総合支分部局を設置すべしとする構想。第二は、いわゆる北海道開発庁方式をとるべしとする構想。第三は、いわゆる東京直轄構想である。これらのうち第一のものは、中央省庁ごとのいわゆる縦割りの出先機関を排斥するものであるが、たとえは検査や矯正などはもとより登記とか税関とかの事務までもを総合することは事務の性質からいって必ずしも

要ではない。そこで第二の北海道開発庁方式がとられる。すなわち現行の北海道開発庁と同じく、建設・通産・農林の各省の所管事務を統合した沖縄開発庁を設置すべきであるとする。またさらに加えて運輸省の陸運・海運部門をも統合することが望ましいといえよう。第三の東京直轄論は、特に、教員を管轄する広域出先機関を排除して東京の中央省庁に直結せよという主張である。それは現に沖縄の行政上の諸問題は東京に直結して処理されていること、また沖縄における出先機関がたまたま福岡におかれる九州各県を管轄する広域出先機関の管轄の下にあることとなること、いわゆる二重監督・二重手続の弊を生むことを根拠とするが、またそこには、九州の支配を受けたくないという、心情的ではあるが沖縄になお残っている微妙な心理もはたねられているといわれている。しかし、東京直轄論は、沖縄がすなわち差別扱いを受けたくないという、心情的ではあるが甘受することではないかという反論も当然に可能であるわけである。

いずれにせよ、この出先機関問題は、前記の行政事務再配分問題と同じく、府県制論議の焦点の一つであり、また特に沖縄の場合、復帰後の沖縄の総合開発や本土との格差の是正の必要などから、中央省庁はそれぞれ強力な出先機関の必要

をとなえるであろうこと、そして現にとなえていることは明らかである。復帰後の沖縄県はこの問題に当面せざるを得ない。恐らくは、いわゆる北海道開発庁方式が最も妥当であろうが、この問題も、沖縄設置に伴う重要な問題であることに注意しておきたい。

最後に、興味ある問題として、復帰後の時期との関係において、沖縄県知事および沖縄県議会議員の選挙の期日を何時とすべきかが論議されている。すなわち、現行の行政主席および立法院議員の任期は「一九七一年一月」で終了する。そこで前述したように、復帰の時期が、一九七二年一月であればその在任期間は二ヵ月、復帰が一九七二年四月一日であればその在任期間は五ヵ月にすぎないこととなり、短い期間のうち主席立法院議員選挙と知事・議会議員選挙とを行なねばならないこととなる。従って、このような事態を避けるために、何らかの便法が考えられないであろうか、というのが、現地の関係者の中で論議されている。その便法としては、第一には一九七一年一月に主席・立法院議員選挙を行なうが、その主席および立法院議員は復帰後はそれぞれ知事・県議会議員となるものとして選挙されるものとする。ことによって、二度の選挙を避けようとする

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

案、第二には、主席・立法院議員の任期を復帰の時期まで延長する案である。この第二の案による任期延長は大統領府の命令の改正を必要とし、従ってアメリカの合意を要するのではあるが、その合意があれば可能となるわけである。第一の案は、主席および立法院議員の地位および権限は知事および県議会議員のそれとは性格を異にするものであるから、恐らくは法的に不可能であるといわなければならない。

従って、もしも二度の選挙を避けるというためには、第二の案が妥当であろう。すなわち、この問題は、本土においてあまり注意されていないにもかかわらず、現地では熱心に論議されている問題であった。

（たけうち、いさお＝上智大学教授）

ジュリスト 400号記念特集

学説百年史

B5・256頁・500円

有斐閣

□日本に近代的統一法制度が確立されてから百年の歳月を経た今、この時点で各法分野の学説の系譜をたどり、その発展過程を除くことと、今後の展望まで盛り込んだそれぞれ一流の法律学者の手になる法律学説百年史